

島根県からのお知らせ

(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

1 新型コロナウイルス感染症による申告期限延長の特例廃止について

新型コロナウイルス感染症の影響により法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告等が困難であった場合、感染症の影響を理由とした特例に基づいて申告期限の延長を行っていましたが、令和5年5月8日以降、感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されたことを踏まえ、令和5年9月1日より新型コロナウイルス感染症の影響に起因した申告期限の延長等の特例措置を廃止しています。

2 グループ通算制度について

令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後の開始事業年度から従来の連結納税制度からグループ通算制度に移行することとなりました。新たに通算法人となった場合（グループ通算制度の適用を新たに受けられた、通算グループに加入された等）及び通算法人ではなくなった場合（グループ通算制度の適用を取りやめられた、通算グループから離脱された等）は届出をお願いします。

令和5年度税制改正により、残余財産が確定した通算子法人の法人事業税の確定申告書の提出期限について、通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、事業年度終了の日から2月以内となりました。また、その通算子法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとなりました。

3 加算金制度の見直しについて

令和5年度税制改正により加算金制度が見直され、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する法人事業税について以下のとおりとなります。

(1) 高額な不申告に対する不申告加算金割合の引上げ

不申告かつ納付すべき税額が300万円を超える場合は、300万円を超える部分に対する不申告加算金の割合が30%に引き上げられました。

<不申告加算金の割合>

納付すべき税額	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
現行	15%	20%	
改正後	同上	同上	30%

(2) 繰り返し行われる不申告行為に対する加重措置

過去に不申告加算金又は重加算金が徴収されたことがある場合に不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告等（※1）があった場合において、前年度及び前々年度について不申告加算金等（※2）を課されたとき、又は不申告加算金等に係る決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金等が加えられました。なお、過少申告加算金及び重加算金（不申告加算金に代えて課されるものを除く）については、見直しの対象としません。

※1 「期限後申告若しくは修正申告（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないもの等を除く）又は更正若しくは決定」をいいます。

※2 「不申告加算金（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないもの等を除く）若しくは不申告加算金に代えて課される重加算金」をいいます。

4 納税証明書の発行について

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告から概ね1～2週間以内に納税証明書の申請をする場合、納税証明書の発行にお時間をいただく場合があります。お急ぎの場合は、事前に県民センターにお問い合わせください。

また、通常窓口で申請する際に必要となる書類に加えて、申告書の控と収印のある領収証書の原本をご提示ください。なお、設立届や異動届（代表者や住所の変更等）が提出されていない場合には、届出の処理を行った後に納税証明書の発行処理をすることになり、手続きに時間を要することがあります。

5 地方創生応援税制（特定寄附金税額控除）※誤りが多くなっています

特定寄附金税額控除の適用に当たっては、下記の要件等をご確認ください。

要件

- ・青色申告書を提出している法人であること。
- ・地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月20日）から令和7年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する一定の事業に対して寄附金を支出したこと。（共同募金への寄附金は対象外です）
- ・対象となる事業については地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」です。詳しくは内閣府地方創生推進事務局のHP「企業版ふるさと納税ポータルサイト」https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.htmlにてご確認ください。

控除額の計算

税目	控除額		上限額
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
法人事業税	寄附金額の10%	寄附金額の20%	法人事業税額の20%
法人住民税	寄附金額の20% (道府県分2.9%、市町村分17.1%)	寄附金額の40% (道府県分5.7%、市町村分34.3%)	法人住民税法人税割の20%

留意事項

- ・寄附金額が10万円未満の場合には、税額控除の対象となりません。
- ・主たる事務所の所在する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- ・東京都、23区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- ・控除の適用には申告書に一定事項を記載し、地域再生法施行規則第14条第1項の規定により地方公共団体が交付する受領証の写しの添付が必要となります。

6 法人税における欠損金の繰戻し還付に伴う法人県民税・法人事業税の取扱い

※誤りが多くなっています

法人税の欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けた法人については、法人県民税・法人事業税において以下の明細書を添付して繰越控除を行うこととなります（法人県民税・法人事業税においては繰戻し還付制度はありません）。なお、欠損金及び還付法人税額の繰越控除ができる法人は、欠損金額が生じた事業年度において法人税の青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している法人です。

○法人事業税 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

○法人県民税 第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）

(2) 電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合、一般送配電事業者の供給区域内において託送供給を行い、かつ、一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき、配電事業に係る定期支払額として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入金額。

(3) 電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合、配電事業者が電気供給業を行う法人の供給区域内において託送供給を行い、かつ、電気供給業を行う法人が配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき、配電事業に係る定期支払額として配電事業者に支払うべき金額に相当する収入金額。

8 外形標準課税適用の法人の付加価値割における賃上げに係る税制の見直し

法人税における賃上げ促進税制に合わせ、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上で有るなどの要件を満たす場合は、控除対象雇用者給与等支給額を付加価値額から控除することが可能となりました。

9 申告様式等のホームページへの掲載

申告・届出に必要な様式や記載の手引きは、島根県ホームページ（トップ > くらし > 税金 > 様式ダウンロード > 法人三税）に掲載していますので必要に応じてご利用ください。

eLTAX を利用されていない法人の皆さまへ

法人三税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）の申告、申請・届出及び納税の手続は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じてインターネットで行うことができます。

これにより、申告から納税までの一連の手続きについて、窓口に向くことなく自宅やオフィスから行うことができますのでぜひご利用ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02438>

■東部県民センター	法人課税課	電話	0852 - 32 - 5621
■西部県民センター	法人・軽油課税課	電話	0855 - 29 - 5519
■島根県総務部税務課	課税第二係	電話	0852 - 22 - 5923